

第31回「政策推進作業部会」議事概要

日 時 平成29年4月21日（金）14：00～16：10
場 所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用第2特別会議室
出席者 委員：常本部会長、阿部委員、石森委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、佐藤委員、本田委員、丸子委員
オブザーバー：北海道環境生活部 小玉部長、白老町 戸田町長、
（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構 山根専務理事、
（一財）アイヌ民族博物館 村木専務理事
事務局：松永内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか
傍 聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

議事

1. アイヌ遺骨について

(1) 大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果等について

① 文部科学省より次のとおり説明

○ 再調査の関係について、まず、大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果。これは、26年1月に取りまとめて、公表した前回調査の結果を再調査した結果に更新したもの。

次に、大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果増減表という、各大学の詳細な表。これは、先月の作業部会において、回収資料にしていた一覧表に、各大学の増減理由を記載したもの。

これら資料については、今後、文部科学省のホームページ等で公開をする予定。

再調査の概要、アイヌ遺骨を保管している大学及び各大学が保管している遺骨の数については、前回3月に当課の担当官より報告したものから、変更はない。各大学の増減理由についても、前回、口頭で御報告を申し上げたとおり、記載をしているもの。

前回3月の作業部会において、文化財認定をされた遺骨等の数について、御下問があったが、御遺骨の文化財認定の有無については、地方公共団体より認定されていて、出土品である遺骨が123体、7%である。

② 主な質疑応答

○ ただいまの御報告について、質問、御意見をいただきたい。

○ 前回、数字に関して、中身の具体的な内容ということで、確認があったが、その際、数字は文科省として把握したものだが、自治体のところで動く可能性があるのではないかという質問だが、私もそういうふうに思う。

なぜかという、各大学、骨を預かっているところで、頭蓋骨を見ても、まだ10%ほど、アイヌかアイヌではないかわからないということの確認をとっている大学があるの

で、そういうこともお含みおきの数ということで、みんなで共有させていただいてよろしいかどうか、お尋ねしたい。

- そういった御懸念については、十分に踏まえ、今回、この時点においては、最大限調査したものだが、今後、そういったことも踏まえて、各大学等には十分に周知をし、数字について共通認識を持った上で、しっかりと取り組むように、文科省として見直してまいりたい。
- 次に、これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究のあり方に関するラウンドテーブル報告書について、御説明をいただく。

(2) これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究のあり方に関するラウンドテーブル報告書について

① 北海道大学教授より次のとおり説明

- 本日は、北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会の3つの団体が、平成27年11月13日から平成29年4月7日までの期間、計10回の議論を受けて取りまとめた報告書について、本ラウンドテーブルのモデレーターとして、説明する。

なお、本最終報告に至る過程で、平成28年4月21日の第25回「政策推進作業部会」において、中間まとめを報告している。

平成28年12月19日から平成29年1月18日までの期間に、パブリックコメントを実施し、44件のコメントをいただいた。ここで報告する最終報告書は、これらを参考としてまとめたものである。

報告書の本文については、資料の中に全文が添付されているので、御確認いただきたい。

まず概要に沿って、内容を説明し、さらにパブリックコメントを受けて、修正・加筆した点を説明する。

本報告書は、大きく3つの内容に分かれている。第一に、これまでの遺骨と副葬品の収集・研究に係る評価、第二に、研究の基本的あり方、第三に、今後、検討すべき課題である。

第一の部分、これまでの研究をめぐる評価については、従来の研究を開拓史観や植民地主義、同化主義といった、負の歴史につながるものが見られたこと。

先住民族であるアイヌの声を聞くことなく、また、アイヌへの研究成果の還元が十分になされずに、その結果、一部の研究は、アイヌの社会的偏見を助長したこと。

研究目的の遺骨収集などに関して、十分な説明と同意の取得がなされず、盗掘との判断を免れ得ないような記録が残っていること。

発掘後の保管状況についても、人の死とかかわる深淵かつ繊細な問題である点が十分に配慮されずに、誠意ある対応がなされなかったことを反省し、学協会関係者として総括している。

加えて学協会関係者は、今後、人を対象とした研究をする際に、人権の考え方や先住民族の権利に関する議論や国際的な動向に関心を払い、その趣旨を十分に理解する努力が足りなかったことを反省し、今後は、真摯に研究の目的と手法を、事前に適正に伝えた上で、記録を披歴、みずから検証してまいりたい。

第二の研究の基本的あり方では、今後、研究を進めるに当たって、留意すべき基本的原則を、つぎの3つの点として提示したい。

一つめとして、先住民族の権利に関する国連宣言の趣旨を尊重し、アイヌが遺骨などに有する権利を尊重すること。

二つめとして、文化遺産の継承者であるアイヌとの十分なコミュニケーションが必要であり、研究者は、研究活動のあらゆる過程で、アイヌの意見に真摯に耳を傾け、アイヌの研究への参画の可能性を模索すること。

三つめとして、研究の実施に当たっては、透明性の高い枠組みを確保することが必要であり、特に研究倫理の面で留意し、中立的な組織による事前審査を受けることが不可欠であるということ。

さらに人の死にかかわる問題である点を鑑みて、何よりもアイヌ自身の世界観、死生観を尊重し、アイヌへの遺骨などの返還と慰霊の実現は、第一義であり、研究に優先されるべきであることを明記した。

このような振り返りに基づき、研究の対象とすることに問題がある遺骨と副葬品について、以下のような基準を提示している。

- i. 研究の実施において、アイヌの同意が得られないもの。
- ii. 海外における法制度やガイドラインの事例を考慮して、研究が行われる時点から見て、三世代以内、すなわち、おおむね100年以内に埋葬された遺骨や副葬品。
- iii. 現在の遺族などへの影響を鑑みて、収集経緯を公開できないもの。
- iv. 収集経緯が不明瞭であるものや、時代性や埋葬地に関する情報を欠如するものや、資料の正当性を担保する基本的データが欠如するもの。
- v. そのほか、調査行為自体に研究倫理の観点から見て、学術調査と学術資料として活用することに問題を含むもの。

なお、ivの条件に該当するもののうち、アイヌを交えた検討と判断の結果として、研究の有効性がしかるべき手続を経て保障される場合には、限定的に研究を行う可能性も残されるとしている。

今後の研究の実施に当たっては、あらかじめ大学などの倫理委員会において、審査を受けることを原則とした上で、遺骨などが研究対象としてふさわしいかどうか、研究の立案や実施が適切であるかについて、アイヌ関係者と学協会関係者で構成される中立的な検討組織、これは仮称であるが、研究倫理検討委員会を設置し、審査を受ける必要性があることを提言として組み込んでいる。

第三の今後検討すべき課題に関しては、1つ目に、設置を提言した研究倫理検討委員

会の具体的構成や運用指針などについての検討を挙げている。

2つ目に、研究成果の公開促進として、2つの学協会と北海道アイヌ協会が連携したシンポジウムや講演会を開催し、一般向けの概説書を作成することを挙げた。

3つ目に、アイヌにとって、遺骨と副葬品が一体であることを踏まえて、今後、出土する遺骨や副葬品を同じ場所で保管・管理できる体制づくりを、アイヌの意見を踏まえつつ、文化財を監督する関係機関と連携して、検討していくことを挙げている。

4つ目に、北海道内の機関や施設に必要な応じて、遺骨の管理を的確に行い得る専門的知識と高い倫理意識を有する専門家を確保していくことを挙げた。

5つ目に、アイヌ遺骨が所蔵されている海外の研究機関の情報や収集経緯、研究利用の有無について、国際的な研究者ネットワークと連携しつつ、情報収集に努め、アイヌとの情報共有を図っていくことを挙げた。

なお、この報告書の最終的なまとめに際して、パブリックコメントを受けた結果、修正・加筆した点について説明をさせていただく。

まず、人類学・考古学の見地からの確認を待つまでもなく、アイヌの先住性は明白であるという御指摘をいただいた。この意見に基づき、本来の文章では「研究の本旨は、真理の追求であるが、先住民族であるアイヌにとっては、アイヌを含む社会への研究成果の還元、研究の成果へのアクセスや公平性の担保が大前提となるものである」という文章を、「研究の本旨は、真理の追求である」これで一文切って「先住民族であるアイヌにとっては」の文章を挿入して、2つの文章に分けている。

2つ目の修正点は、本来の文章で「一部の研究はアイヌへの社会的偏見を助長する事例の存在を認めざるを得ない」という文章で記載されていた箇所について、パブリックコメントの意見を受け入れて「一部の研究は、アイヌへの社会的偏見を助長した」という文章に修正した。

3つ目の修正点は、「人類学がアイヌ民族の先住民性を証明した」という表現は、誤った印象を与えるため、削除すべきであると指摘された箇所について「人類学においては先住民族としてのアイヌの歴史、例えば縄文時代人、オホーツク文化人との関係などの研究が進んだが」と文章を修正、変更している。

4つ目の変更点は、人材育成についての記述に、しっかりと研究倫理をもった人材育成が不可欠であることを記述してほしいというコメントがあり、この意見を受けて、「なお出土する遺骨や副葬品は、人の死とかかわる深淵かつ繊細な問題であることを十分に認識した人材を育成することが求められる」という文章を、一部に追加している。

以上が、最終報告書についての報告である。

②主な質疑応答

- ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をどうぞ。
- 北海道アイヌ協会として、この会議に参加をして、文章作成にかかわりました。

先住民族の権利に関する国連宣言ということが載っていて、11条と12条と31条があるが、この訳は、内閣官房が2007年から作成をして、日本全国に配布されているので、内閣官房作成の11条、12条、31条の訳と差し替えたいと思うので、この点をよろしく願いたい。

- 今回の御報告で気になることなのだが、倫理に関する検討委員会は、2つの学協会とアイヌ協会ですることになるのか。はっきり申し上げて、日本考古学協会と日本人類学会は自分たちの研究が前面に出てくる学協会である。それを考えると、別の学会、あるいは協会なども参画された形での倫理委員会をつくっていく必要があるのではないかと思うが、いかがか。
- 御指摘のとおりで、ラウンドテーブルの中でもそのような議論があった。7月以降、準備が始まるのは、まずいきなり委員会ができるのではなく、そのための準備の検討委員会をスタートさせる。その中では、先ほど申し上げたように、具体的にどのような研究テーマを研究倫理審査の対象にするのか、どのような組織で検討していくのか、つまりどのような委員を選出するのかということも含めて、検討していく。

また御指摘のとおり、利益相反の件から見ても、この委員会の構成が考古学と自然人類学のみであれば、当然そのような懸念も出てくるだろう。倫理の問題というのは、過去の問題だけではなく、現在のアイヌ文化に関する研究においても、当然、懸念される部分がある。その意味では、具体的にまだ交渉には入っていないが、文化人類学学会領域なども対象になってくるだろうし、どの領域までカバーすべきなのかということ、これから検討するという事になっている。

また、アイヌ民族の委員をどのように選ぶのかということに関しても、当然、幅広く意見を集めなければいけない。特に北海道外に住まわれているアイヌの方々にも、この議論に関心をしっかり持っていただく必要がある。今後も検討していきたい。
- 引き続き、海外におけるアイヌ遺骨等の保管状況について、御説明ください。

(3) 海外におけるアイヌ遺骨等の保管状況について

①北海道大学教授より次のとおり説明

- 先住民族の遺骨の返還の動きは、皆様も御存じのとおり、オセアニアを中心に1970年代から、北欧では1980年代に先住民コミュニティへの祖先の遺骨や儀礼の用具の返還という動きで始まった。北米では、国立アメリカインディアン博物館法が1989年に、アメリカ先住民墓地保存・返還法が1990年に連邦法として制定され、これを機に研究機関から先住民コミュニティへの返還が活発化している。

また、国連の先住民族の権利宣言の採択が行われたことを契機に、同宣言の第11条、第12条、第31条で保障された権利に基づき、先住民族への遺骨などの返還は、国を越えた返還が世界的な潮流となっているところである。

先住民族の遺骨の返還のあり方に関しては、それぞれ国内の研究機関などから先住民

コミュニティへ返還を行う国内返還と、国を越えた国際返還とがある。

国内返還では、それぞれの国の国内法による規定に基づく返還と、研究機関などと先住民コミュニティとの間での合意、または研究機関や学術団体が独自に定めたガイドラインに基づいた返還が行われている。

国際返還では、返還に際して、返還を求める国と返還をすべき遺骨を保管する国との政府機関が関与し、返還が実際に行われている。国際返還においても、遺骨などの確認や実際の返還過程は、国の代表や研究者のみではなく、先住民族の代表の参画が不可欠である。

実際に海外で起きている国際返還の事例を紹介すると、既に2004年、2007年には、スウェーデンからオーストラリアへ、また、現在調整中ではあるが、2007年時点でスウェーデンがハワイへの先住民族の遺骨の返還が進められている。また、イギリスからオーストラリアに対しては、1990年代に返還がスタートし、2000年代においても、数多くの遺骨が返還されている。また、イギリスからニュージーランドへの返還も同様であり、イギリスからアメリカへの返還も、1997年に行われている。

イギリスからオーストラリアの返還については、大英博物館法などの既存の法律が返還にとって大きな壁であった。そのため2000年に当時のイギリス首相であったトニー・ブレアとオーストラリア首相であったハワード首相との間で、首脳会談が行われ、超法規的なレベルでの先住民族の遺骨返還の合意がなされ、これに基づいた返還が行われている。これ以外にも、アメリカやドイツ、オーストリア、チェコの博物館や研究機関から、オーストラリアへ先住民の遺骨が既に返還されている。

海外に保管されているアイヌ民族の祖先の遺骨についてだが、現状で確実に保管が確認されている国は、ドイツ、アメリカ、イギリスの3カ国となっている。しかし、それ以外にも、過去の文献資料や研究者の個人的な日誌、論文への引用、海外の研究者からの情報に基づく、オーストラリア、チェコ、ハンガリー、スイス、ロシアにおいて、アイヌ民族の遺骨が博物館や研究機関に保管されていることが知られている。

国際的に返還の支援体制として、各国の研究機関の間で情報収集において連携が進められている。現在、オーストラリアでは、研究者が中心となってヨーロッパ、ドイツやロシアの研究者との間で、ネットワークを構築し、各国で先住民族の遺骨がどのように保管、集約されているのかをまとめたデータベースづくりが進められている。昨年8月、京都において、世界考古学会議が開催された。その場において、この研究者ネットワークをさらに世界的に拡大し、より網羅的にデータを共有し、先住民族へ返還するための支援体制をつくるのが、研究者の間で合意されている。

海外におけるアイヌ遺骨の存在に関して、一部新たに所在が判明したのは、世界考古学会議におけるオーストラリアの研究者からの情報提供がきっかけである。

最後に海外に存在するアイヌの遺骨の返還請求についての課題を御説明する。国際返還を可能とする枠組みとしては、現在、国際博物館協会の研究倫理綱領などに基づく不

当取得、つまり先住民族からの同意を得ない収集資料に関しては、返還すべきという枠組みがある。

一方で、19世紀末から20世紀の研究は、先住民族の遺骨を研究者同士が、国を越えて交換するネットワークがあったことが指摘されている。今後、アイヌ民族の遺骨を返還を可能にするための情報共有を日本側から行う中で、交換ネットワークの中で交換された、日本国内の研究機関に所在する海外の先住民族の遺骨の存在が明らかになる可能性がある。実態は、現在まだわかっていない。

海外の博物館、研究機関に所蔵される資料は、非常に詳細な背景資料、つまり誰が、どのような過程で資料を収集し、寄贈したのかという記録が残されている。これらの記録から、現在はアイヌ民族との間に親交があり、また良好な関係にあったと理解されてきた研究者が別の側面を持っていた、つまりアイヌ民族の遺骨の海外流出に関与していたという新たな状況が出てくる可能性がある。これは、関係者の生前評価を覆す可能性があり、慎重に対応する必要がある。

また、現在、ロシアの施政下のもとにあるサハリン、千島、そういった地域のアイヌの樺太アイヌや千島アイヌの遺骨の取り扱いに関しては、非常に複雑な問題がここから発生する。

そういったことをある程度踏まえた上での状況の正確な把握等、それに対する取り組みの体制構築が必要だと考えている。

②主な質疑応答

- ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見があればどうぞ。
- 先住民遺族等の返還の動きについて、国連先住民族宣言の採択は2007年なので、訂正をお願いしたい。
- 御報告で、ヨーロッパ、アメリカ、こういった地域でのアイヌ遺骨の存在について、きちんとした調査団を派遣して、調査をするという考え方というものは、あるのでしょうか、ないのでしょうか。
- どのような体制がきちんとした調査団なのかわからないが、今年度から3年間かけて、考古学協会と人類学会の有志で調査チームをつくり、本年度は、まず手始めにオーストラリア、来年度はヨーロッパの研究機関における保管状況、エビデンス、それに関する基礎資料は、収集しようと考えている。
- この報告書は、報告されるのか。
 - この報告書は、まとまった段階で御報告する予定でいる。
- 国内の返還の作業を進める中で、海外との関係、これに関する先行事例などがいろいろとあるが、その辺との調整みたいなものは、どのように考えたらよいか、何か案があれば、あるいはどのように進めればいいのかということ、御示唆いただきたい。
- 非常に難しい御質問だが、役割分担というか、基礎的なデータ、研究機関や大学研

究機関における収集経緯や、実際の収集の状態に関する基礎的なデータの収集は、研究者の立場で十分に協力、お手伝いできる部分だと思う。

しかし、先ほど申し上げたように、海外では、先住民族の遺骨返還において、何よりも、その当事者である先住民族の代表の意思表示というものがないと動かない。また、実際の返還は、研究者や政府の立ち合いのみでは行えないのが通常。先住民族自身がその場に立ち合い、実際にある遺骨を確認し、実際の返還を担う。国や研究者は、それを支援するといった役割をとるのが通常の形。

現在、日本には、そのような体制がないので、今後どのようにそういった枠組みをつくっていけるのかということを検討していくことから始める必要がある。

- そのように思うが、そうすると、過去に大学に保管された、そして今文科省から説明があった千六百何体、これは大学にあるが、先ほどの説明からいけば、ネットワークがあった。そうならば、大学あるいは研究者との交換があった、その返還というのは、現在だけではなくて、未来にもかかってくるということになるので、その辺は、先ほどの国内と国外と密着しているということと、過去、あるいは今までまとめた遺骨の数以外のところで、継続した課題であると認識されればいいと思う。

そういう形で捉えてよろしいでしょうか。

- 最終的な取りまとめは、私の立場で何か申し上げることではないが、海外にあるアイヌ民族の祖先の遺骨がどのぐらいの数になるのかというのは、私たちから御報告することができるだろうと思う。
- 先ほどの報告の中で、海外の研究者の方々が日本の研究者の方々と交換したりとか、いろんな文化があったとお話があったが、そうすると、向こうから実はどここの大学の何々先生から、こうやって手に入れたのですということを書いてきたとなると、あれは何だったのか、今、これだけ何年間調査をして、そのときに全くうちの大学には資料がない、あるいは知っている人がいたのに、何も言わないのかということも出てくる可能性があるのですが、その辺は、今のお話を聞いて、文科省は何を思われるのか、ちょっと聞きたい。
- 今、調査している中で、さまざまな可能性という点で、皆さんがおっしゃっていることもあると思う。そういった点を踏まえて、関係学会、関係省庁とも連携しながら、適切な対応を検討してまいりたい。
- 海外の遺骨云々のところで、ちょっとひっかかった部分があって、アイヌと親しかった先生とか、今まで評価のよかった方々の評価が覆る可能性があるみたいなことをおっしゃったが、覆ろうが、何をしようが、真実が明らかにならないと、話にならない。上でアイヌの遺骨が海外から返ってくるのは、先ほどの返還のあれで、ブレア首相とワード首相のうんちゃらかんちゃらがありましたね。こちらが証明しなかったら、返ってこない云々という説明が、前回から前々回にもあったと思うが、その壁を崩すヒントがここに出ているのだから、海外に行っているアイヌの遺骨は、どんどんアイヌの手元に

返ってくる方法がある。これは、文科省さんも、内閣官房にも、全員に向けての質問。

○ おっしゃるとおりであると思う。1つ目のご指摘の部分では、かつての評価が覆る場合でも、もし遺骨の交換ルートにかかわっていた場合には、きちんと包み隠さず明らかにしていく必要がある。

私が申し上げたかったことは、その中で、長年、地域の方々がその個人に対して持っていたイメージというものが大きく変わることがあり、そういった重みのある報告をする際には、しっかりとした証拠というか、情報に基づいて、明らかにしていくことが必要だということ、またそこで生じるリスクというか、影響も考慮していきたいという意味で、発言した次第。

また、例えば収集過程が明らかでなかったものが、それを立証しなければ、返還されないという壁があって、返還が難しいものも確かに御指摘のとおりある。それを一つ一つ、経緯を調べていくことによって、海外の国から返還する際の障害になっている部分を乗り越えていくことができるようになる。その部分は、我々研究者が自分たちの責任として、努力していかなければいけないと思っている。

○ いわゆるブレア・ハワード会談がアイヌ遺骨の返還について、参考になるとすれば、どういう点で参考になるのかということ。

○ 例えば今、国でも認めているように、イギリスにアイヌ遺骨があることがわかっている。御承知のように、イギリスは国立の自然史博物館も大英博物館も、それぞれが資料を保管し管理することが法によって強く守られている。その中で、日本がアイヌの遺骨を返還してもらおうと動く場合には、イギリスの国内法である自然史博物館法や大英博物館法を越えたレベルでの返還を、政府レベルで合意しなければ、博物館からの返還が難しいということである。

その意味で、既に前例として、イギリスは、オーストラリアとそういった首相レベルでの合意をし、返還した実例があるということ、1つのたたき台にして、基礎にして、イギリスと交渉していくことが可能になるだろう。

同じような事例ではスウェーデンも一緒に、先ほど申し上げたスウェーデンからオーストラリアやハワイへの返還というのは、基本的に博物館、研究者レベルでは解決できず、スウェーデン政府が介入することによって、返還にこぎつけたという経緯がある。

恐らく、ほかのヨーロッパの博物館の歴史が長い国との間で、交渉をする上では、参考になるのではないかと思う。

○ ただいま各委員からいただいた御意見等を踏まえて、今後、事務局及び関係省庁におかれましては、一層、検討を進めていただくようお願いする。

2. 政策推進作業部会報告（素案）について

①事務局より次のとおり説明

○ 昨年8月の政策推進作業部会以降、随時にわたって御議論いただいた内容を、次の本会議に向けて事務局で取りまとめたたたき台として、素案を本日、提出させていただく。

内容について委員各位から御意見を賜り、その意見を本会議に向けて、素案を修正しながら、最終のものにしていきたい。

大きく分けて3つの柱で書いている。第1として、民族共生象徴空間の具体化の加速の話。2番目は、政策の総合的な検討。3つ目の柱として、国民理解の推進。

象徴空間の関係だが、まず整備の進捗状況についてまとめている。施設整備に当たっては、アイヌの精神文化や自然観を尊重しつつ、来訪者にアイヌの文化や世界観が強く印象づけられるような工夫をするべきである。これは、前回の意見等を踏まえて、こういった記述をしている。

次が慰霊施設や管理運営の話で、管理運営については、運営主体の指定の考え方について、運営主体が担う業務はアイヌ文化振興法に基づく事業実施経験を持つような主体が担うことが適当であるということと、現在、ポロトコタンで営業している、アイヌ民族博物館の人材、知見を管理運営に最大限活用して、運営主体の体制強化を図っていく必要があるという形で、まとめている。

次は体験交流・情報発信検討部会の検討成果を簡潔にまとめたもので、4点にまとめている。

1点目は、文化伝承や体験交流のいろいろな事業体験について、この体験イメージをこれから開業に向けて具体化を進めていく必要がある。その際には地域との連携について十分留意する必要があるということ。

このプログラムを実施するに当たって、人材をきちんと確保するということが重要なので、人材確保に当たっては2番目に書いているが、アイヌ文化振興・研究推進機構の事業実施などを通じて、これまで活躍された方々の実績を踏まえて、適材の方をリストアップして、かかわっていただくような具体的な作業を、これから進めていく必要があるのではないかということ。

次は、アイヌ文化の復興に向けて、各分野の専門家の助言をいただきながら、アイヌの方々が中核となって、活躍できるようなことの具体化を図っていく必要があるだろうということ。

その次がアイヌ文化復興に向けたネットワークの構築ということで、この作業部会でも、特に平取町と釧路市から、それぞれの取り組みをお話いただいて、その内容をチョイスしたわけだが、こういったアイヌに関する文化伝承活動が盛んな地域と象徴空間との連携について、広域関連区域としての連携を深めながら、関係者の理解促進を図って、ネットワークをきちんと強化していく、そういった取り組みが必要であろうということ。

遺骨の返還・集約について、個人特定されていないものについては、前回、報告された一体化の作業方針に従って、これからも作業を進めていく必要があることが1点。

博物館の調査結果が出てきたので、その博物館が保有しているものについて、保管に

至った経緯だとか、アイヌの方々、博物館側双方の意向も踏まえて、今後の取り扱いの検討を引き続き、進めていく必要がある。

その次、先ほどの再調査の結果の中でも少し触れられていたが、文化財についての実態が大学、博物館双方の状況が具体的に明らかになってきたので、こういった文化財に指定されている遺骨の取り扱いについても、今後、引き続き、関係者間でその取り扱いについて、検討していく必要がある。

その次に、出土地が明らかな遺骨の地域返還についても、返還の受け入れ対象となる団体のあり方等々の考え方について、引き続き、検討を進めて、具体化を図っていきたい。

これからのアイヌ遺骨、副葬品を用いた調査研究については、先ほど御報告があったラウンドテーブルの最終報告を受けて、この取り組みを進めていく必要がある。

海外の機関が保管しているアイヌ遺骨についても、先ほど御説明いただいた内容を受け、返還に向けた諸課題の検討を進めるとともに、早期返還が可能なものについては、一つ一つ、返還の実績を積み重ねて、こういった返還を進めていく必要があると思うので、取り組みを進めてまいりたい。

象徴空間の一般公開に向けてということで、象徴空間の一般公開まで、あと2,000日余り、3年弱を残した期間になっているので、これから国や地方公共団体、関係団体、経済界団体等が協力して、大勢の来場者が来るようなプロモーション活動を具体化していかなければならない。特に道庁に立ち上げていただいた官民応援ネットワーク等を中心に、こういった機運の醸成を図り、誘客促進に向けたPR活動を強化していきたい。

もう一つ、海外のいろいろな先住民族の方々との連携も強化しながら、この象徴空間の一般公開に向けて、国際的な協力関係の構築をしていきたい。ここまでが第一の象徴空間の関係である。

第2に、政策の総合的な検討ということで、基本的な考え方は昨年7月の部会で御報告した内容である。アイヌ政策の総合的な検討については、官房長官の指示を踏まえて、今、検討しているところだが、現行施策の改善方策を含めて、幅広くアイヌ政策を検討していくとともに、法的措置の必要性についても、考えていく。その際には、若い世代も含めて、さまざまな立場の方々にとって、どのようなものが必要なのか、固定観念や先入観を取り払って、アイヌの皆さんに寄り添った政策を再構築するといった検討が重要だということを御報告させていただいたところ。

その次は、現状の生活向上施策、文化振興施策の現状を記載している。

今後の方針として、基本的事項として、先住民族に関する基本的事項を整理して有識者懇談会報告からの課題にもなっている立法措置について検討するとともに、これから政策ごとに最も効果的で、実現可能性の高い方策を幅広く検討していく必要がある。

特に生活向上施策については、有識者懇談会報告にもあった、道外に居住するアイヌの方々の件が指摘されてきたが、それに加えてアイヌ生活向上施策が実施されていない

道内市町村に居住されている方々、あるいは札幌等の大都市に移り住んだ後に、その関係団体との関係が疎遠になっている人といったような方々への対応も、これから特化していく必要があると思う。

こういったことを具体化していくため、今後地域のアイヌの皆さんに、施策展開の現状を説明しながら、御意見を聴取して、きちんと対応していきたい。

文化振興施策についても、これまでの20年近い取り組みをベースにして、取り組み方を勉強していきたいと思う。

第三の国民理解の促進については、昨年の本会議でイランカラプテのキャンペーンソングの贈呈が行われたりしているが、こういったものの発表だとか、新千歳空港を初めとする北海道のゲートウェイとなる主要施設における展示のさらなる充実だとか、いろいろなメディアの利用等々を図りながら、進めていきたいという内容を記載している。

あわせて、これまで当部会に御報告申し上げてきた資料についても、本会議では、こちらの報告書の理解を助ける資料として、提供してまいりたい。

内容については、本会議までに調整しながらというところがあるが、こういった報告書本文と参考資料集により、本会議で報告させていただきたいので、御審議いただきたい。

②主な質疑応答

○ ただいま御説明いただいた報告案をもとに、本日、皆様に御議論いただき、本会議に当部会の検討結果として報告するという運びになる。そういう意味では、今日が本会議前の最後の部会なので、時間の限り、御議論をいただければと考えている。

○ 4点ほどあるが、1つは、運営主体としてというところで、財政基盤という点では、厳しいのではないかと意見が出ていた。

自分たちでしっかりとやりたくて仕組みをつくるというところにおいて、マーケティング的な考え方というものが少ないのではないかと感じている。100万人という目標を持つ中で、いかにリピーターを獲得していくのか、海外へしっかりとアピールしていくのかなど、そういうことを考える。そして、その中で、国立にふさわしいスケール感をもったアイヌ芸術の表現をすればしたら、その財政基盤がどうなるのかというところは、余り議論がされずに進んで行っているように思う。

時間がだんだんなくなってきているので、その辺のところを、しっかり早目に議論をしていただいたほうがいいと思うし、その議論の中に、マーケティングなどの専門家など、そういう意見もしっかり入れていったほうがいいのではないかとと思う。

2番目の人材育成活動、これについては、当然象徴空間だけでできる問題ではなくて、全道各地でそれを取り組んでいかなければならない。そういう意味において、広域関連地域との連携を含めた広範な活動の核になるような仕組みづくりをしていただきたいと考えている。

3つ目、現行施策の改善方策を含めて検討という部分があるが、内部で議論したときに、どうしても現行施策の改善では越えられない壁があるということを感じていて、そのときに先ほどアイヌ新法という言葉が出てきて、もっと大きな枠組みからの変更が必要だろうと官房長官から出てきて、小躍りしていたことがある。そういうアイヌ新法という表現が全く入ってきていないが、そういうところで、もっと大きな枠組みの変更ということが盛り込まれるべきではないかと感じた。

最後に、国民理解の促進において、千歳空港を初めとする北海道のゲートウェイの中で、さらなる充実を図るというところだが、何度もこの会議でも申し上げているが、諸外国のようなシンボリックなスケール感を含めた施設づくり、これが最終的には象徴空間の大きなPRにもつながるし、もう一つ違う面からいうと、最初から大きなスケールで設計しておくことが、コストも抑えられて、アピールができる施設づくりになると思うので、例えば千歳空港なども最初の設計から、建物の設計自身にアイヌアートが組み込まれていく。何度も申し上げるが、床全面がアイヌ模様のカーペットであるということ仮にしたら、全くコストアップにならないでできるわけで、そういうスケールの大きなシンボリックなアイヌアートの表現を、ぜひともしていただきたい。

○ 4点いただいたが、これ自体のマーケティングの力をどう確保していくかということの具体化については、これから本番になっていくので、戦略についてはまた先生と相談したいと思うが、実質的なことについてはこれから有識者を集めて、きちんと立ち上げていく中で準備していきたい。

2番目の人材確保についても、全国的に活動している方々を具体的にきちんとリストアップして、どういった方々が具体的に象徴空間活動にかかわっていただけるのかということについて、組織的にきちっとやるべしというのが、提言されていることなので、これをきちっと具体化し、文化復興の取り組みが白老を核にして、全国に広がっていくような形での人材ネットワークをつくる取り組みに結びつけていきたい。

3番目のアイヌ新法の話だが、今回、表現としては、基本的事項の部分で、先住民族に関する基本的事項を整理し立法措置についても検討するというところについては、かねてよりの課題になっていた、いわゆる費用のところをどう考えていくのかということについて、具体的な作業をこれから進めていくことを念頭に置いて、記載したところ。

最後のスケール感の出し方については、書きぶりの話だけではなく、中身の話もあるが、報告する中で、今の書きぶりでもいいかどうかを含めて、引き続き、先生ときちんと調整させていただきたい。

○ 補足で、最初に御指摘いただいた、マーケティングの話だとか、あるいはどのようにアピールするかというのは、実際にやっていかなければいけない作業ということで、我々も認識しているところ。その文言をここでどう表現するかについては、また御相談をさせていただきたい。

2点目についても、広域連携について、委員会でも重要な論点として掲げられているところは、表現が読みにくいところもあろうかと思うので、その辺を書かせていただきたい。

それから、枠組みについては、従来から固定観念や先入観を取り払ってアイヌの人々に寄り添った先住民族政策を再構築するという点を打ち出しているところで、これが我々の思いなので、こういうものをどういう形で具体化していくかというのは8月とか7月の段階で見させていただいたものだから、そういう内容以上にどう表現しているかということもあるので、とりあえずこういう形とした上で、先ほど申し上げたような基本的な考え方のところなどで、統一させていただいた。

4点目、これもどういう書きぶりで書かせていただいたらいいのかなどについては、また御相談させていただきたい。

- 今のアイヌ新法のことだが、アイヌ民族含め関係者はとても大きな希望を持ったわけで、今までの既存の仕組みはアイヌ枠をつくりますみたいな話でずっときたわけです。それを変えて、先住民対策としての新しい仕組みをつくるという書きぶりになれば、大変ありがたい。
- この点は、難しい問題が含まれていると思う。昨年から今年にかけて、幾つかの関係方面とも議論をしているが、多くの方々に御期待をいただいているということはもちろんあるが、できることはきちんとやる。できないことについては、根拠がない期待は早目に解消するという、多少現実的な対応も必要になってくると考えていて、そこら辺をきちんと踏まえた書きぶりを検討したいと考えている。
- 新法に関しては、道外のアイヌの立場だと、新しい法律ができない限り、道外に出てきたアイヌはアイヌではないということで、ずっとその場所から動けずにいるので、もっと真剣に考えていただきたい。

もう一つ、道外の立場で、昨年からずっと相談しているが、首都圏のアイヌとの話し合いも前向きにお願いしたい。

○ 話し合いの件は、検討させていただく。

- 2014年9月に、前アイヌ総合政策室の池田室長が代表団の団長となって、国連に対するアイヌ政策の代表団を結成して、ニューヨークに呼ばれた。世界先住民族会議が開かれ、国連総会の2日間、9月22日、23日を世界先住民族会議としていただいた。内閣官房からは、吉田さんという方と池田室長の2人、そして、私と菊地理事の4人で参加した。

国連総会の世界先住民会議で言われたことは、学校の教育の中で、先住民族の歴史を教えてください、そうしないと、学校を卒業しても、国会議員になっても、検事、参事、あるいは弁護士になっても、公務員になっても、学校の先生になっても、アイヌ民族、先住民族の歴史というのは、わからないということ、国連総会で決議した。そういうことに対して、日本政府もやりますと言ってきているので、国民理解の促進が必要だと

思う。

北海道の歴史というのは、弥生時代から江戸時代まではないわけで、そういうことを多くの人知らない。北海道というのは、150年前にでき上がって、たった150年の歴史しかない。それまではアイヌ語地名で、アイヌの人たちが、アイヌ語で話をして、暮らしていたのだが、それもわからない。先住民族とは何かということが聞かれます。そういうことを日本全国に発信していかなければいけないと思う。

2年ほど前に、北海道大学アイヌ・先住民研究センターで、台湾の先住民族政策についての冊子を出していただいた。台湾は御存じのように、四十数年前に、国連から強制脱退させられた。しかし、台湾は、昨年8月1日に、蔡英文総統が先住民族に謝罪をした。これは素晴らしいことで、台湾では、憲法の中身に、先住民族が台湾にはいると書いてある。いろいろわさは聞いておりましたが、その本を読んで、実際に法律が7法もあることを知った。

その法律の7本の中身というのは、公務員、国家公務員、地方公務員がいたら、100人に1人は先住民族を採用しなさいと書いてある。あるいは教育なども、幼稚園から大学まで、教育費は無料、そういう教育体制、雇用対策、いろんな政策が7本の法律でもってなされている。年金問題についても、一般の人は65歳だけれども、55歳から先住民族は支給を受ける。年数が足りなかったら、救済方法まであるとか、これを読んで、私は感動した。

これは2007年に国連総会で採択されて、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国は反対したが、4年以内に全部賛成に回っている。世界の先住民族政策は非常に進んでいて、私の聞いているところでは、20近い国が憲法に書いている。

そういうことからいくと、パラリンピックを迎えて、日本の先住民族政策がどうなっているかということは、世界の人たちが注目をしている。ぜひとも国民に対して、いろんな学校や、あるいは都道府県で教えていただきたい。

20年前につくっていただいたアイヌ文化振興法は、1997年5月に国会を通ったが、施行は7月1日、その3日前の6月27日の閣議で、この法律は北海道とするとされた。だから、あれは北海道の法律で、46都府県には関係がない。そういう問題もあるので、その辺は、きちっと説明をし、また、立法責任の問題についても、官房長官にこのように言っていただいたので、ぜひ整理をお願いします。

○ 今のことは、全体に係る重要なコメントというか、御意見として受けとめさせていただく。

○ 非常に高い立場からの御意見があったが、私は小さな部分で2つほど申し上げたい。

1つは、運営主体の問題、これはいつ指定されるのか。いつも運営主体はいつ指定されるのかという問題があるが、これはなるべく早くやっていただかないと困る。

例えばアイヌ民族博物館は、今年度いっぱい営業。そうすると、来年度、再来年度はどうなるのか。例えばアイヌ民族博物館の集客率というのは、100万人構想の1つに

なっているわけだが、ここで、アイヌ民族博物館の活動が中止されてしまうと、連続性がなくなってくる。次の100万人に続くのか。そうなったら、今年度は営業するとして、来年度以降はどうするのか。当面、あいている小学校を活用するとか、そこにアイヌ民族博物館の展示と芸能等を、一旦、グラウンドなどもあるし、体育館をうまく使えば、それほどお金がかからなくてできるのではないか。そこでアイヌ民族博物館を運営させて、白老で継続させていくという方策を、これは主体ができないと考えられないのではないかと思うので、それを早急にしないといけない。

もちろん国立アイヌ民族博物館との問題もあると思うが、当面、白老のアイヌ民族博物館の営業計画をどういうふうに考えていくか。その中で、ちゃんと話し合っ、入れていただきたい。

もう一つは、極めて小さいことなのだが、100万人の来場者目標達成に向けたプロモーション活動等に資する必要があるということで、新千歳空港などがありますが、外国人が来るのは、そこだけではない。羽田から飛び、成田から飛び、大阪から飛び、福岡から飛び、そういう外国人が多く来るような空港にも、こういったPRをやっていかなかったら、100万人は難しいのではないか。そんなことを思ったので、素案につけ加えることができないか。

- この報告書を本会議に御報告した後、可及的速やかに指定手続を進めてまいりたい。2点目の書きぶりについては、改めて御相談したい。
- ただいま小さなことだとおっしゃったが、大変重要な論点を含んでいると思う。それはどういうことかということ、白老のアイヌ民博は、毎年、7万人を超える修学旅行生の受け入れをしてきた。修学旅行というのは、御存じのように、早い準備が必要になるので、私の北海道博物館にも旅行会社から問い合わせが入って、白老民博としては、今年度内は営業可能、それ以降は、今のところどうなるかわからないということで、そういう中で、こちらの博物館でまとめて入れてくれるかと。修学旅行生は極めて重要であって、継続性が必要になるので、そういう意味では、これまでも数十年頑張っていっていった実績がある。

100万人ということを考えても、修学旅行生は民族共生教育とか環境教育といった面でも非常に重要な役割を果たしているもので、何らかのものを建設して、平成30年度、31年度についても、白老に一時的な形で頑張っている形をつくっておくことが、2020年の実際の開業に向けてリンクさせるという意味で、非常に重要なことなので、小さなことだとおっしゃいましたが、私は非常に重要なことだと思っている。

それと、アイヌ民族博物館の人材及び知見を民族共生象徴空間の管理運営に最大限に活用し、運営主体の体制強化を図るということで、もちろん人も大切だし、これまで培ってきた知見・経験も重要で、切り離せないわけだが、もう一つ、施設の面で、人材育成とか伝統文化の継承の問題を考えると、どこでそれが実際に行われるか。当然象徴空間で行われるべきで、そのためには、国交省に非常に御尽力いただいて、既に体験

学習館といったものの整備も、今、進めておられるところであり、それは本当にありがたい。

それにプラスして、アイヌの方々に対する研修といったことを考えるときに、現在のアイヌ民博のいわゆる本館をどうするか。これはまだ正式には決まっていない。現実を使い続けるとなると、相当リノベーションが必要になるということで、これは国サイドとしても、どこが責任を持っていくのかという点は、さまざまな問題があると承知しているが、象徴空間の一番大きな、重要な目標の1つは、アイヌ民族によるアイヌ文化の継承、創造の拠点でなければならないということだから、それに伴った施設として、現在のアイヌ民博の本館を何らかの形で活用することは、不可欠であろうと考えている。

それと、検討部会のほうで、毎回意見が出ていることを一つ付加させていただきたいが、それはアイヌの方々研修のために象徴空間を訪れたときに、一体どこで宿泊できるのか。当然白老に適切な宿泊の施設が必要だが、現在、白老は宿泊部門が弱いということもあるので、そういう中で、私の検討部会では各委員から、何らかの形で宿泊施設も用意してもらえないのかという意見が出ている。これも国のサイドからすると、わかりました、すぐにつくりますというわけには、簡単にはいかないということもある。ただ、最初にこういうものはきちんと整備しておかないと、実際に動き出して、もちろんさまざまな収益事業も頑張るべきだが、こういう施設関係は、できるだけ建設の間に、いろんな形で、手が出ていくことが望ましい。

国にとっては、国にとってのさまざまな考え方があるので、簡単ではないところだが、私はアイヌ民博の本館の何らかの形のリノベーションと、何らかの形で、簡易的に宿泊が可能、これは研修のために象徴空間を訪れるアイヌの人々が一定期間滞在して研修を受けられる、泊まれるような簡易的な宿泊施設は、最初にちゃんと用意されることが後々のためになるのではないかと考えている。

- 今回の報告書の範囲を超えたコメントもいただいているが、事務局から何か。
- 今、御指摘いただいた、現状難しい整備の部分を含めて、道や白老町の方々と具体的にどういう対応ができるのかということは、これからお話をして、こういった課題にきちっと対処できるような形を考えたい。
- 幾つかあるが、まず中核区域にかかわるところだが、そもそも収益事業が可能なのかどうなのかということが、今まで議論になってきたかと思う。国立の施設の場合、例えば利益が生じた場合、国庫に納めることになってしまうとか、難しい問題があるのは、当然承知しているが、それが早期に定まらないと、人員の問題とか、規模の問題が確定しない。

何回もここでも申し上げているように、今、例えば担い手さんで、優れた人たちがたくさん生まれてきているし、うちでもそういうことを希望している学生たちが育っている。そういう若者たちが、将来のことが見えないままで、宙ぶらりん状態で、あそこで働きたいけど、一体どれぐらいの規模なのかすらわからないということで、大変悩んで

いるというのが、正直なところ。だからまずはその前提として、一体どれくらいの規模になるのか、そのための収益事業が可能なのかどうなのかということも含めて、早急に動いて、決断をしていただければと思っている。

もう一つは運営主体の問題で、先ほどからも出ていたように、早急に決めていただきたい。働いていらっしゃる方の問題もそうだが、指導者を早く確保しないと、皆さんが今から事前の準備期間に入りましたというときに、同じように、用意ドンで指導者も採用しているのでは、何を動いていいのかわからなくなる。指導する立場の方、例えばアイヌ語をこれから皆さんに教えてくださる指導者とか、中核的なことを担ってくださる指導者は、運営主体が決まると同時に、採用活動に入っていただかないと困ると思っているので、そういうことも含めて、早く決めていただきたい。

この報告書には直接関係ないようなことも含めて、この機会に要望をいっぱい出してしまいたい。これもかねがね申し上げていることなのだが、教員に対する理解の促進が重要だということは、いつも必ず出てきているが、具体的にどうするのかということは、先延ばしにされているように思う。

前にも申し上げたのだが、北海道だけでも、教員の免許を取るときには課程の中でしっかりアイヌについてのことを履修すると、そういうことをしてほしい。法律というのは、結構重たいと思うが、とりあえず、条例で何とかなるものなのかどうなのか。そのあたりの知識がなく、自分でも免許取得のことを調べたが、よくわからない。そういうことが、仮に北海道で条例を制定し、北海道で免許を取るときには、最低何単位アイヌのことについて履修していないとだめだとか、そういう縛りがかけられれば、進むと思う。既に諸外国ではそういう事例もあるので、そういう御検討をぜひともしていただきたい。

- お二人に重要な点の御指摘をいただいた。これは今回の報告書の内容をどうこうするというレベルの問題ではないが、それを踏まえて、実質的に検討を推進していただきたい。

橘慶一郎アイヌ政策推進会議座長代理より御挨拶

- 遅参いたしましたこと、お許しをいただきたいと思えます。

ただいま御紹介いただきましたとおり、このたび、菅官房長官から、アイヌ政策推進会議の座長代理を拝命いたしました、復興副大臣を務めております、橘と申します。

一言、御挨拶を申し上げさせていただきます。

アイヌ政策は、政府の重要政策でありまして、現在、民族共生象徴空間の具体化やアイヌ政策の再構築に向けた総合的な検討などの取り組みを進めているところであります。

このうち、本日、皆様に御議論いただいております、民族共生象徴空間につきましては、アイヌ文化復興等のナショナルセンターとして、年間来場者数100万人を目指して、

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会にあわせて、一般公開をすることとしております。

象徴空間の具体化等につきましては、アイヌの方々を初めとする有識者の皆様に御協力いただいております。本日の作業部会においても、アイヌ政策推進会議に向けた、作業部会報告を取りまとめていただいていると、報告を受けているところであり、有識者の皆様に初め、関係する方々の御尽力につきまして、政府の一員として、改めて感謝を申し上げます。

先日、菅官房長官からは、象徴空間を2020年4月に公開するとの御発言があったところであり、象徴空間の開業まで3年余りとなり、準備を加速させる大変重要な時期を迎えております。このため、今年度は、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園など、各施設の整備を引き続き行うとともに、運営主体の指定など、一般公開に向けた準備活動に着手する必要があります。

今後、開催が予定されております、アイヌ政策推進会議におきまして、本作業部会報告の方針を御了承いただけるものと考えておりますが、引き続き、官房長官を補佐しながら、今まで以上にアイヌ政策にしっかりと取り組んでまいり所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 報告書案について、さらに御意見はありますか。

基本的には、今回、お示しをしている素案について、特に内容にかかわる大きな問題の御指摘はなかったと考えている。もちろん多くの委員から、内容をより明確にするための修文、あるいは改善が必要であるという御指摘をいただいているので、その点については、時間もないので、私に御一任をいただき、事務局を通じて関係の先生方と調整の上で、最終的な文面に仕上げていきたいと考えているが、そういう進め方でよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

○ 先ほど新法についておっしゃったことは、私としてもそのとおりだと思っている。管理運営の関係、人材の確保、このことが、どのぐらいの範囲で、どうなのかということ、予算の関係もあると思うので、そのことをできるだけ早く進めてもらいたいということ。体験交流は、前回のときにも話させてもらったが、既存の博物館でやってきたものが今ベースになっていて、狩猟民族が何も見えないが、狩猟民族が何であるかということを示す体験交流の関係、新たなものをきちっとしていただきたいと思う。このことは、3回この席で話しているなので、よろしくお願いしたい。

ただ、私が一番考えさせられたのは、この1年の中で大きく進んでいるので、いろんな意味で関係者の皆さんに大変負荷をかけていると思う。官房長官の基本的な考え方も感謝しかない。かつてないものです。固定観念、先入観を捨てるという、かつてないことを言わせてもらっているということは、心から感謝したい。

超党派の議連で話されたことを1つ紹介すると、ここまでやるのかというぐらいの英知を絞ってほしいと言われていましたので、このことも含めて、これから若い人が、未来に向けて、この法律によって切り開いていけることをお願いして、私の言葉とさせていただきます。

- それでは、先ほどお話ししたような形で、この報告書につきましては取りまとめをさせていただきます。

ただ、内容については、先ほど多くの委員から、この報告書の文面を超えて、内容にかかわる重要な御指摘があった。正直申し上げて、これまで何度も提案し、お諮りしているにもかかわらず、思うような成果が見られない。それについて、なお検討という言葉を使うのはいかがかという気持ちがするというのは、正直、私もないわけではない。そういうことが、今後一層、実のある政策として実現していくように、強くお願いするとともに、その点については、私も全く同じ気持ちなので、事務局と一緒に進めてまいりたいと考えているので、事務局及び関係の省庁におかれましては、よろしくお願いをしたい。

3. 新学習指導要領について

①文部科学省より次のとおり説明

- 学習指導要領の関係について、御説明する。

スケジュールについて、御説明したい。28年度の末、3月31日付で、幼稚園、小学校、中学校の新しい学習指導要領について、大臣告示をさせていただいたところ。

こちらについては、本年度1年間は、周知・徹底期間で、この間に教科書会社が、この学習指導要領に基づいて教科書を執筆・作成するという期間になっている。

その後、教科書検定、採択という手続を経て、小学校については32年度から全面実施、中学校については33年度から全面実施という流れである。高等学校の学習指導要領については、本年度末までの大臣告示ということで予定している。

今回の学習指導要領全体は、どういう考え方で改訂したのかということを、簡単に御紹介させていただく。現行の学習指導要領については、比較的順調な成果を上げていると我々としては認識をしており、PISAや、TIMSSといったような国際比較の調査の結果を見ても、良好な成績を上げている。そういうことなので、基本的には現行の枠組みを維持しつつ、これをさらにバージョンアップさせていくような方向で、今回考えさせていただきました。

今回の学習指導要領の改訂で一番大きなポイントは、これまでは何を教えるかという点について、特に重点的に書いていたが、それを学習することによってどういうことができるようになるのか、どういう力を子供たちに身につけさせたいのかということを、もう少しわかりやすく構造化して示していこうという考え方で、つくらせていただいた。

今は教科ごとに書き方にばらつきがあって、教科間の連携や学校種間の連携がとりに

くいところもあったので、基本的に子供たちに身につけさせたい力を、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という3つのカテゴリーに整理をして、わかりやすく教員の皆様に提示していく。当然これを踏まえて、教科書会社の方々も、それが身につくような教材を考えていくという流れになるということ。

従来からそうなのだが、学習指導要領の今回の改訂でも、小学校、中学校、高等学校を通じて、それぞれの教科ごとに体系性を持って、子供たちが学習するような仕掛けにしていこうということを入れさせていただいた。したがって、発達段階に応じて、例えば義務教育の9年間を捉えて、何をどの時点で学ぶと子供たちの理解が深まっていくかという観点から、各学年にどんな内容を配当していくかということを、今回は時間をかけて検討させていただいたところ。

それから、学習指導要領の性格は国が定める法的拘束力を持つものとして、大綱的な基準でなければならず、具体的な内容を学習指導要領本体には書き込めないという制約がある。そういった中で、これまでのアイヌに関する御意見も踏まえながら、我々としては、工夫させていただいたところ。

先ほど申し上げたように、学習指導要領は非常に大綱的な基準ということで、基本的には、抽象的な文言で書かせていただいている。したがって、個別具体的な事象を取り上げる場面というのは、なかなか難しい部分がある。

そういった中で、特にアイヌという言葉そのものを取り上げて言うことができているのは、中学校の歴史分野の学習指導要領のところで、鎖国体制下において、アイヌが北方との交易をしていたという状況についての記載だった。例えば松前藩とアイヌが交易をしていたとか、そういった関係の中で、シャクシャインの戦いが行われたということまでは、教科書会社に全て取り上げていただいているが、例えばそれに絡めて、今回、アイヌの文化について触れるということをも明記している。

もちろん各教科書会社には、いろいろ工夫していただいて、ここだけではなく例えば日明貿易の流れの中で、東アジア全体の交流というところで、14世紀とか、15世紀ごろのアイヌと大陸との貿易なども取り上げている。

また、明治新政府になってからの北海道開拓の中で、新政府が移民開拓を促進することによって、アイヌの方々の権利が奪われていったという状況については、各社ともかなり取り上げていただいているところだが、こういった教科書会社の自主的な取り組みを促すような説明というのは、これからもやっていきたいと思っている。

アイヌという言葉が直接出ているものではないが、幾つか工夫させていただいた点がある。小学校3～4年生の社会科において、現在は3～4年生の学習内容をまとめて示すというやり方をしてきた。身近な地域について学ぶということ、指導内容として書いていたが、その中では市町村と都道府県レベルを余り区別しない形で、身近な地域ということを取り上げていた。

現在の学校現場での指導の状況は、各市町村レベルで、それぞれの市町村の副教材を

つくられて、それぞれの市町村の歴史とか、文化、産業、そういったものを教育するという取り組みが行われているが、都道府県については、独自の副教材などをつくってやるという取り組みは、余り行われていなかった状況である。そういうことも踏まえて、今回小学校3年生で学ぶ内容と、4年生で学ぶ内容を明確に分けた。

小学校3年生では、市町村レベルの学習をする。小学校4年生では、都道府県レベルの学習をすることにして、その際、内容としては都道府県内の伝統や文化、先人の働きについて学習することを明確にした。それから、これらの保存や継承のための取り組みについて考えさせる。特に自分たちに何ができるかということについて、考察させるという指導内容を盛り込んだところ。

当然こういった内容を踏まえて、教科書会社にも工夫していただくと思うが、我々としては、各都道府県において、それぞれの都道府県の副教材をつくるのが進んでいくのではないかと期待しているし、そういった取り組みを促していきたい。

また、中学校の社会科について、地理分野のほうで、日本地理について7ブロックに分けて、それぞれ特色を見て学習することになっている。

例えば北海道について取り上げるときに、何を重点的にやるか。産業や、歴史や、文化だとか、いろいろテーマがあるが、どこに重点を置いて学習するかというのは、これまでそれぞれの学校現場で判断するというやり方にしてきたが、今回は人々の生活や文化、地域の伝統や背景については、ブロックごとの学習で必ず取り上げてもらうことにした。したがって、7ブロックのうち、最初の北海道地域について取り上げるときには、必ず北海道の生活、文化、地域の伝統やその背景が教科書に記述されることになること、我々としては考えている。

こういったことについては、これから教科書会社向けの説明会を予定しているので、そういった中で我々はこういう趣旨で書かせていただいたということは、十分に説明する。

また、教育委員会向けの説明会についても、これから夏にかけて各地で開催するので、そういった中でも、説明したいと考えているところ。

②主な質疑応答

- ただいまの御説明について、御質問、御意見があれば。
- 教科書については、改善点が出てきているので、非常にありがたいと思うが、今の地域についての学習は、これは全国に反映される、要するに全国的な形で、全ての同学年の人が学習できるという形は、保障されているか。
- 中学校の歴史分野については、間違いなく全国の学習の指導で取り上げられることになる。

地理分野についても、教科書会社がどこまで書くかという濃淡は出てくるかと思うが、北海道地域は必ず取り上げなければいけないし、そこで地域の文化や伝統を必ず

取り上げることになる。これについては、アイヌを取り上げないという選択をする教科書会社があるとは思えないので、我々としては、当然取り上げられることになると考えている。

- この領域で取り上げてもらって、感謝したいと思って、聞いていた。
せっかくの機会なので、この前の会議の中で、官房長官の方針が示されている。固定観念を捨てろ、アイヌに寄り添って、そのことを考えてやっていきなさいということになっているが、そのことは、今北海道に特定した話し方をしているが、日本全国の中で、北海道の先住民族は、国として、アイヌと決めていただいて、衆参で全会一致ですから、このことについて、日本国民にどう知らせるかということが、何か1つあったらうれしいと思っているが、何か考えているか。
- 繰り返しになって恐縮だが、北海道地域の学習は、全ての中学生が学習することになるので、北海道地域に限定して、これを教えるということではない。北海道地域についての学習を全国の中学生在が学習する際に、当然その伝統や文化について触れるので、そこで先住民族であるアイヌのこれまでの歩みだとか、文化だとか、そういうものについて、学ばれると考えている。
- 教科書の学習指導要領を大綱的にやるとおっしゃったが、学習指導要領を作成するのは、中央教育審議会だと思う。それとも何か別の委員会があるのか。
- 学習指導要領自体は、中央教育審議会の答申を踏まえて、大臣告示という形で示す、行政的なもの。
- やはり中教審ですね。
- 中教審は大まかな方針を示して、それを具体的に文言として起こしていくのは、我々事務方の作業になる。
- 質問したいのだが、そういった要領とか要綱をつくるときに、アイヌの歴史、あるいはアイヌの文化、自然界におけるアイヌの存在、先ほど狩猟民族であるアイヌ、そういったアイヌ文化全般に通じた委員というのは、何人ぐらいいらっしゃるのか。
- 基本的には、我々事務方が、協力者と呼ばれる教科書指導の専門家の方々をお願いして、その方たちに相談しながらやっている。そういった意味で、個別具体のそれぞれの内容について、網羅的にカバーできていないという状況なので、どのぐらいいるかというのは、現状のところ、お答えする材料を持ち合わせていない。
- 社会科の教科書は、アイヌ文化を知っている人間がつくったものなのか。アイヌの歴史を知っている人がつくった要綱なのか。幕藩体制の中で、アイヌはどうだったのか。ほかはどういったアイヌ関係なのか。シャクシャインもそちらで使われるのだったら、アイヌ文化全体をどうやって理解しているのか。そういった考え方もできるのではないか。委員の中に、アイヌ文化、アイヌの民族全般についてわかる人たちを、たくさん起用していただければと思う。
- そういう要望があったと受けとめていただくとともに、教科書出版社に説明いただく

際には、しかるべく御説明をお願いしたい。

- 中学校の歴史もそれはそれでいいのですが、それだけではなく、私は道外アイヌの立場でここに来ていますが、職場の近隣に住んでいる小学生と話すことなどがあって、小学生がみずから自分で住んでいる地域の近くに、アイヌを名乗るおばさんがいるということで、アイヌのことを学びに、直接私のところへ来てくれることがある。ですから、そういうものも考えてほしい。

本州に住んでいると、しみじみ思うが、日本国民はアイヌのことを知らなさ過ぎる。私を見て、外国人扱いしたりしても、おばさんはアイヌでしょうと言う人は、99.99%いない。だから、この国にはアイヌがいるということを知る必要がある。アイヌがいることを知った上で、自分はアイヌに興味がないとか、関心がないという感じで、無視している分にはいいが、アイヌのことを何も知らないで、アイヌなんて、昔、北海道にいて、熊と穴で暮らしていた人みたいな知識で、物を語る人がいっぱいいる。

道外で子育てをしていると、我が子を傷つけられる、そういう体験がいっぱいあるので、幼稚園、保育園レベルから、肌の黒い人、白い人、髪の毛の赤い人、白い人、黒い人、いろんな民族がいるという、その教えの中に、日本の中には、アイヌという先住民がいるということ、保育園、幼稚園レベルから教えるという、そういうことをやってくれないと、中学校の教科書で言われても子供たちが納得しないし、偏見を持った大人にすり込まれて中学生になってしまうから、その前に澄んだ目を持っている保育園、幼稚園時代の幼児教育から、日本という国の中には、自分たち大和民族以外にも、アイヌもいて、琉球もいてという、そういう学びの一環の中にアイヌがいるということ、幼児期からやる。そういうことをやってくれるのが、文科省なのではないかと思うが、いかがか。

- ある程度、教育していくカリキュラムを考えていく上で、発達段階に応じて、どういったラインを最低限身につけてもらうかということ、我々としては考えている。今、御指摘いただいたような保育園段階から、多様性、多文化への理解を促していくことは、大事だと考えていて、そういったものは、今も学習指導要領でも位置づけているが、そのときに、その例として何を取り上げて教えなければいけないかまでは、我々としては、示していないという現状。

ほかにも、私見だが、例えば、同和問題やLGBTの問題など、幾つか大きい課題があるが、どれも大事なので、全体をバランスよく取り扱うということで、進めさせていただいているところ。

- それを当事者たちが話し合うということは、やっているのか。
 - 内容に応じて、そういった機会を設ける場合もある。
- アイヌ民族と、そういう機会を設けるといふ考えはないか。道外にもアイヌはいるし、道内にもたくさんいるし、そういうものに対応してこういうことをやってほしい、ああいうことをやってほしいという意見を出してくれるアイヌはたくさんいる。今、あなた

の目の前にも座っていると思う。

○ 我々は日常的に、いろんな御意見をお寄せいただく団体の方とお会いして、意見交換をする場を設けている。お申し出いただければ、調整させていただく形になろうかと思う。

- 今、同和の問題、LGBTの問題と一緒に並べられましたが、この委員会はそのことは違う次元で、ずっと議論をしてきた。先住民族の問題というのは、政策の問題の中でも別の次元でとても重要だというのが、今のグローバルスタンダードになりつつあると、私は認識している。

この間、私は、小学校でどういうふうにアイヌのことが取り上げられてきているのかということを知ることができた。そうすると、例えば札幌市では1986年にカリキュラムの中に入れられたが、一時12時間あったものが4時間ぐらいに減ってしまった。その間、何が残って何が減らされたのかということが、政策上の問題、教育行政の問題として重要だと認識していたが、そのときに残ったのは、アイヌの文化、人権だけだった。そのことに対して、問題意識を持ってきた。ここでそういう議論をする時間はないが、アイヌのことをもう少し違う広がりでもって認識していただきたいという要望がある。

もう一つは、今中学校のものだけ御説明いただいたが、小学校でも、何らかの変化があったのか。副読本レベルだと、先生の裁量でやらないことがほとんどなので、このことに対する問題も感じている。北海道では特に小学校でやられることが圧倒的に多いが、小学校で何らかの指導などが今後強くなっていけば、とてもありがたいと思っているので、そのことについても、お聞きしたい。

○ 小学校については、3年生と4年生の学習内容を分けて、4年生でそれぞれの都道府県の内容を取り扱うことにした。これまでは、市町村単位の取り組みで3～4年生で学習することが多かったが、今後は都道府県レベルでそれぞれの都道府県の文化、産業、歴史についての学習が深まっていくことを期待している。

- 具体的にアイヌという文言は、学習指導要領の中にはあるのか。

○ ありません。

- 今の小学生の都道府県レベルでという話になると、北海道外は、アイヌはまるきり学ぶチャンスがなくなると、断言したように、私には聞こえたのだからか。

○ まず基本的な考え方として、小学校段階では、身近な地域から、市町村単位、都道府県単位、全国単位というふうに、3年、4年、5年と広がっていくことを想定している。そういった中で、全国の学習を深掘りしていく段階というのが、中学校であるということで、中学校の段階では、先ほど申し上げたように、確実に行われることになると、我々としては考えている。

小学校については、小学校5年生で全国を扱うときには、全国を俯瞰的に扱うことになっていて、そのときに教科書会社によっては、寒い地域の暮らしということで、北海道を取り上げて北海道のアイヌについて記述しているところもあるが、小学校段

階では一律に全ての生徒が学ぶことにはなっていない。

- 今おっしゃったことは同感だが、先ほど私が意見を申し上げたときに、指導の法律の枠の拡大が難しいというお話をしたが、前にもいろいろ詰めて話をしたときに、奨学金のあり方として、生活が苦しいのはアイヌ民族だけではない、だから、今の奨学金の制度の枠組みの拡大をしてアイヌ民族を入れるというお話があった。そういう中では、先住民政策とは全く別次元の話を進めているというお話があったが、そういうふうに御理解いただかないと、同和問題やLGBTと一緒に次元でこのことを議論されると、レベルが下がってしまうというか、考え方がずれていくと思う。
- 協会からの要望としては、国語の中に口承文芸を入れてもらいたいとか、あるいは道徳の中にアイヌの価値観、倫理観みたいなものも活用できるのではないかという意見を述べた。

特に国語に関しては、一足飛びにアイヌ語を勉強するというのは先生との兼ね合いもあるので、口承文芸のアプローチ、要するに古典とかそういうところで、それはアイヌ語を日本語に置きかえてもよろしいかと思いますが、そういうものが存在するのだということ。この領域の中に、日本語とアイヌ語があるという認識が、全国の子供たちにされれば、これは大きな変革だと思う。そういうことが、国語という枠の中に、本当は日本語なのですが、それはどのような形でアプローチができるのか。これは、民族、文化、歴史の関係と大きくかかわってくると思う。ほかの方言とは、またちょっと違うのではないかと思う。その辺の見解を教えてください。

- 例えば国語や、音楽、図画工作、美術、道徳、そういったところの具体的な教材として、アイヌにかかわるような作品を取り上げてほしいという御要望をいただいていた。ただ、我々としては、学校現場で取り上げる個々具体の教材については、現場の裁量を拘束することになるので、そこは明言しない、いいとも悪いとも言わないというスタンスをとっている。

個々具体の教材の取り扱いについてそれを取り上げるべきか、取り上げるべきでないかということについては、国としてはより慎重にならざるを得ないと考えている。

アイヌ語自体を、国語の教育の中で取り上げることが可能かどうかということについては、日本の中で使われている、あるいはなかなか使われなくなってきた言葉も含めて学習する場面があるので、そういったところで取り上げることは、可能だと思う。

- アイヌの有識者懇談会のときに、北海道のアイヌの生活とか、そのものを、その人が研修して、その上で、アイヌのことを討議しようということで、みんな目覚めた。だから、先ほどおっしゃっていた、何らかの形で議論するときは、誰でもいいから、そういう人を一緒に入れて討議してもらえれば、ありがたいと思う。
- 先ほど多くの委員から御指摘があったように、有識者懇談会報告書の中でも、国内には多くのマイノリティーがおられて、それぞれの地位向上に国は責任を負っているわけであるが、国の責務という観点からいえば、先住民に対する責務は質的にも量的にも

違うというのが、有識者懇談会の報告書の最も重要なポイントだったと思う。申し上げるまでもないかと思うが、その点を確認して、この議題のまとめとする。

それでは、本日予定しておりました議題については、以上なので、事務局から何か。

4. 閉会

- 本日も活発な御議論をありがとうございました。委員の皆様方から、また貴重な御意見を頂戴しました。

先ほど委員の皆様から、何回も御意見をいただいているという御指摘をいただき、部会長からもそういう御指摘をいただいた。私どもとしては、そういう御意見について、忘れていたわけではないし、重要でないと思っているということも決してないので、今の段階で方向性が出たものについて記述させていただいている。今後、いただいた御意見についてどういう形で具体化していくのかを含め、皆様方といろいろと御相談をしながら、方向をつくっていきたいと考えているので、その点については、御理解をいただいた上で、引き続きいろいろと御指摘を頂戴したいと考えている。

5月になりますと、政策推進会議を開催させていただく。そこは節目だが、アイヌ政策についての議論は常に議論していかなければならない課題だと、アイヌ総合政策室としては考えているので、皆様方の引き続いての御意見をぜひよろしくお願いしたい。